JTCCM MS

マネジメントシステム認証
ロゴマーク使用規程

2015 年 4 月 1 日　Ver.5.0

一般財団法人　建材試験センター

ISO 審査本部

目　次

１．目的及び適用範囲 3
２．適用基準 3
３．用語の定義 3
４．認証の表明に関する原則 3
５．JTCCM MS ロゴマーク及び JAB 認定シンボルの使用条件 4
5.1 JTCCM MS ロゴマーク 4
5.2 JTCCM MS 複合ロゴマーク 7
5.3 JAB 認定シンボル 8
６．JTCCM MS ロゴマーク及び JAB 認定シンボルの使用申請と管理 10
6.1 使用申請から使用開始までの手順 10
6.2 JTCCM MS ロゴマーク及び JAB 認定シンボルの管理 11
6.3. 登録証の使用 11
付属書 JTCCM MS ロゴマークの見本と表示例 15
１．JTCCM MS ロゴマークの見本 15
２．JTCCM MS ロゴマークの表示例 17

MS04

マネジメントシステム認証　ロゴマーク使用規程

1. 目的及び適用範囲

この規程は、登録組織が『JTCCM MS マネジメントシステム認証 実施規程９．及び１８．』に基づき JTCCM MS ロゴマーク及び JAB 認定シンボルを使用する際の、表示、適用、使用条件を明確にするために定める。

2. 適用基準

この規程に適用する基準は以下のとおりとし､特に記載が無い場合はその最新版を適用する。

- ISO17021（JISQ17021）適合性評価－マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項－
- JABN410 認定シンボル使用規則

3. 用語の定義

この規程に用いる言葉の定義は以下のとおりとする。

JTCCM MS	一般財団法人 建材試験センター ISO 審査本部の略号。
JAB	公益財団法人 日本適合性認定協会の略号。
登録組織	JTCCM MS のマネジメントシステム認証を受け、JTCCM MS のマネジメントシステム登録事業者リストに掲載されている組織。
JTCCM MS ロゴマーク	登録組織が JTCCM MS から、マネジメントシステム認証を受けている事を示すために使用するマーク。
JTCCM MS 複合ロゴマーク	登録組織が JTCCM MS から、複数のマネジメントシステム認証を受けている事を一括で示すために使用するマーク。
JAB 認定シンボル	JTCCM MS が JAB から、マネジメントシステム認証機関として認定されている事を示すために使用するマーク。
審査登録と認証	「審査登録」と「認証」は、本規程内では同義とする。
登録範囲と認証範囲	「登録範囲」と「認証範囲」は、本規程内では同義とする。
認証の表明	登録組織がマネジメントシステム認証機関による認証を受けている事を、一般社会、市場に対して、ロゴマークや文章などを使用して表明すること。
清刷データ	JTCCM MS が登録組織に提供する、JTCCM MS ロゴマーク及び JAB 認定シンボルの電子データ。

4. 認証の表明に関する原則

登録組織が JTCCM MS からマネジメントシステム認証を受けている事を表明する際は、以下の原則を順守しなければならない。

この表明にはJTCCM MSロゴマークを使用する場合としない場合がある。

この規程に示される事項はJTCCM MSロゴマークを使用する場合に限られるが、使用せずに文章等で表明する場合も原則は同じである。

	認証の表明に関する原則 「ISO17021（JISQ17021）『認証の引用及びマークの使用』」より引用
1)	インターネット、パンフレット、広告、その他の文書等のコミュニケーション媒体に認証の地位を引用する場合、認証機関の要求事項に適合する。
2)	認証に関連して誤解を招く表明を自ら行わず、他者による表明も許さない。
3)	認証文書又はその一部を、誤解を招く方法で自ら使用せず、他者による使用も許さない。
4)	認証の一時停止又は取消しになった場合、認証機関の指示に従い、登録の引用を含むすべての広告物の使用を中止する。
5)	認証範囲が縮小された場合、すべての広告物を修正する。
6)	製品（サービスを含む）又はプロセスを認証機関が認証したと受け取られる方法で、マネジメントシステム認証が引用されることを認めない。
7)	認証範囲外の活動及び事業所にも認証が及んでいると受け取られないようにする。
8)	認証機関及び／又は認証システムの評価を損ない、又は社会的信用を失墜させる方法でその認証を用いない。

5. JTCCM MS ロゴマーク及び JAB 認定シンボルの使用条件

登録組織は「４．認証の表明に関する原則」を順守し、本規程に示された条件を満たした上でJTCCM MSロゴマーク及びJAB認定シンボルを使用する事ができる。

5.1 JTCCM MS ロゴマーク

JTCCM MSロゴマークは、図①に示すように規格番号、マーク、ロゴ、登録番号より構成される。

図①　JTCCM MSロゴマークの見本（ISO9001認証の場合）

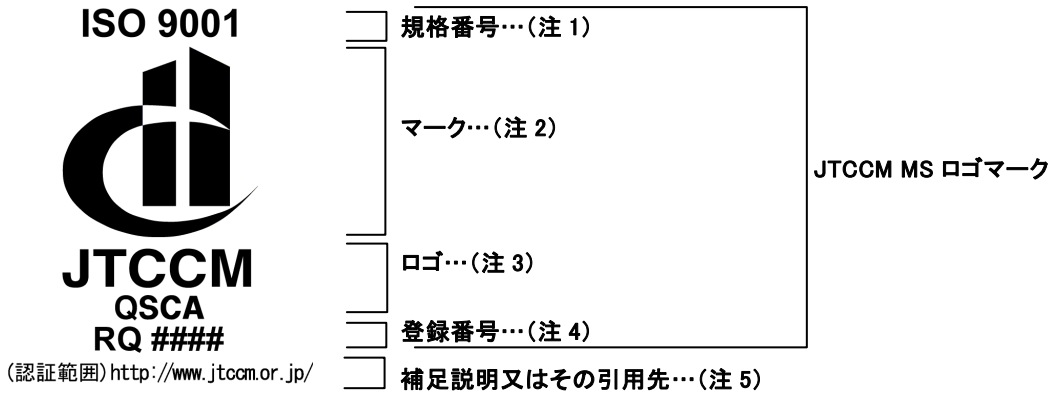

5.1.1 JTCCM MS ロゴマークの使用全般

	注意事項	説明
1)	使用できる範囲	登録組織は登録証及び付属書に記載された認証範囲においてのみ、JTCCM MS ロゴマークを使用できる。 認証範囲外では原則として JTCCM MS ロゴマークを使用できない。 例外として、認証範囲外（例：登録組織と関連があるが認証範囲外の営業所の要員）で使用する場合は、JTCCM MS ロゴマーク付近の関連が判る位置に登録事業所名、工場名、支店名、登録対象の製品、活動、サービスなどが表示され、認証範囲を明確に識別できる場合のみ使用できる。
2)	使用できない範囲	JTCCM MS ロゴマークは、消費者の目にとまる製品又は製品の包装は使用できない。 また、製品の適合性を示すと解釈される可能性がある他のいかなる方法でも使用できない。 JTCCM MS ロゴマークは、試験所が行う試験・校正又は検査機関が行う検査の報告書又は証明書には使用できない。
3)	使用できる期間	登録組織は登録証の有効期間内においてのみ、JTCCM MS ロゴマーク及び JAB 認定シンボルを使用できる。 申請から登録されるまでの期間は使用できない。

5.1.2 JTCCM MS ロゴマークの表示

	注意事項	説明
1)	原形の保持 5.1 図①（注 2）（注 3）	JTCCM MS ロゴマークを使用する際は、マークとロゴを切り離して使用することはできない。 JTCCM MS ロゴマークを縮小又は拡大する場合は、JTCCM MS ロゴマークの比は与えられた清刷の比を維持し、これを変更してはならない。 また、JTCCM MS が提供する清刷データの解像度を保たなければならない。
2)	ロゴマークを構成する要素の表示位置 5.1 図①（注 1）（注 3）（注 4）（注 5）	ロゴマークを構成する要素の位置は、5.1 項の図①が基本的な配置となる。 規格番号（注 1）：原則としてマークの上に表示する。 ロゴ（注 3）：マークの下に表示する。 登録番号（注 4）：原則としてロゴの下に表示する。 補足説明（注 5）：原則として登録番号の下に表示する。 規格番号、登録番号、補足説明をデザイン及びスペース上の理由でやむを得ず切り離して表示する場合は、必ず JTCCM MS ロゴマークとの関連性が分かる位置に表示しなければならない。
3)	登録番号 5.1 図①（注 4）	登録番号は登録証に記載されている番号を「＃＃＃＃」の部分に表示する。
4)	補足説明 5.1 図①（注 5）	組織、製品、活動、サービス等に関して認証範囲に限定がある場合は、認証内容に関する補足説明を表示しなければならない。 具体例は「付属書２．JTCCM MS ロゴマークの表示例」を参照。

5)	補足説明の引用先 5.1 図①（注 5）	補足説明を JTCCM MS ロゴマークとの関連が判る位置に書ききれない場合は、補足説明を別の場所に表示し、JTCCM MS ロゴマークとの関連が判る位置に、引用先を表示してもよい。 （例：名刺の場合、「認証範囲は裏面を参照」と JTCCM MS ロゴマークの下に表示し、補足説明は裏面に書いておく。） 登録組織が希望する場合は、JTCCM の WEB サイト上にある登録事業者リストを正確な認証範囲の引用先として利用することを目的に、JTCCM の WEB サイトアドレスへの案内として、“(認証範囲)http：//www.jtccm.or.jp/”を記載する事もできる。 具体例は「付属書２. JTCCM MS ロゴマークの表示例」を参照。
6)	規格の版番号	規格の版番号（ISO9001:20##の“:20##”の部分）表示は任意とし、表示する場合は登録証に記載されている版番号を表示する。 版番号は規格番号の右側位置に“:20##”の様に表示するか、認証内容に関する補足説明として扱い、その引用先に記載する。
7)	縮小時の文字サイズ	JTCCM MS ロゴマークを縮小する場合は、ロゴマークの付帯情報及び補足説明の文字が読める程度に留めなければならない。
8)	マークの複数表示	JTCCM MS ロゴマークを他のマーク（例:他の認証機関のマーク）と共に使用する場合、それらのマークとは明らかに異なるように識別できるようにしなければならない。 複数のマークを同一箇所に表示する場合は、各々のマークが示す対象が混同されないように、マークの位置や大きさ等の関係を配慮しなければならない。

5.1.3 JTCCM MS ロゴマークの指定色

	注意事項	説明
1)	マークの配色	マークは青色又は黒色を用いることを原則とする。 サブカラーとして、灰色、金色、銀色の表示を認める。 内部の白抜きは図形の背景との対比が明瞭な無地とする。 青色の色あい： 印刷物上は大日本インキ／DIC222 又はその近似色、ウェブサイト上は印刷物用の色指定コードを RGB 値へ変換した近似色を用いることを原則とする。 CMYK 値（参考値）C:100、M:85、Y:0、K:0 RGB 値（参考値）R:40、G:73、B:174
2)	マークを JAB 認定シンボルと同じ青色にする	JTCCM MS ロゴマークを青色で表示する場合は、JAB 認定シンボルと同じ青色で表示してもよい。 JTCCM MS ロゴマークを JAB 認定シンボルの青色に合わせることはできるが、その逆（JAB 認定シンボルを JTCCM MS ロゴマークの青色に合わせる）はできない。 青色の色あい： 印刷物上は大日本インキ／DIC579 又はその近似色、ウェブサイト上は印刷物用の色指定コードを RGB 値へ変換した近似色を用いることを原則とする。 CMYK 値（参考値）C:100、M:58、Y:0、K:0 RGB 値（参考値）R:0、G:101、B:174

3)	マーク以外の配色	マークの色に関らず、規格番号、ロゴ、登録番号、補足説明又はその引用先の文字は黒色を用いる事を原則とする。
4)	単色刷りの印刷物	JTCCM MS ロゴマークを単色刷りの印刷物に使用する場合に限り、規格番号、マーク、ロゴ、登録番号の全体を、その印刷物で使用されている色と同一の色で表示してもよい。 この場合、JTCCM MS ロゴマーク全体を地色との明瞭な対比を持たせて表示しなければならない。

5.1.4 認証規格による表示内容の違い

組織が認証された規格	品質マネジメントシステム	環境マネジメントシステム	労働安全衛生マネジメントシステム	エネルギーマネジメントシステム	道路交通安全マネジメントシステム
規格番号	ISO9001	ISO14001	OHSAS18001	ISO50001	ISO39001
ロゴ	JTCCM QSCA	JTCCM EMCA	JTCCM OHSCA	JTCCM EnMCA	JTCCM RTSCA
登録番号	RQ+組織固有の登録番号 例：RQ0001	RE+組織固有の登録番号 例：RE0001	RS+組織固有の登録番号 例：RS0001	REn+組織固有の登録番号 例：REn0001	RT+組織固有の登録番号 例：RT0001

5.2 JTCCM MS 複合ロゴマーク

JTCCM MS に ISO9001、ISO14001、OHSAS18001、ISO50001、ISO39001 の内、複数の規格を登録している組織は、「４．認証の表明に関する原則」を前提とし、本規程に示された条件を満たした上で、JTCCM MS 複合ロゴマークを使用することが出来る。

JTCCM MS 複合ロゴマークは、図②に示すように規格番号、マーク、ロゴ、登録番号より構成される。

図② JTCCM MS 複合ロゴマークの見本（ISO9001 と ISO14001 認証の場合）

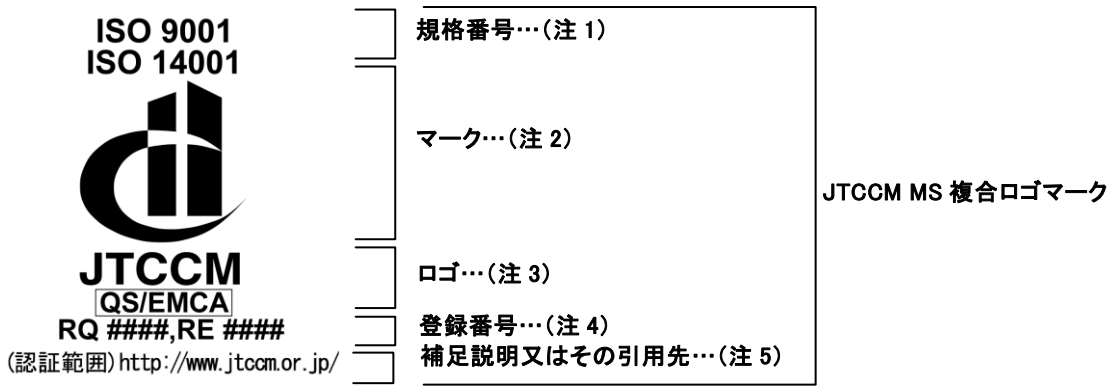

5.2.1 JTCCM MS 複合ロゴマークの使用条件

	注意事項	説明
1)	共通の使用条件	JTCCM MS 複合ロゴマークの使用条件は、5.1.1～5.1.4 項に定められた事項に下記を加えたものである。
2)	規格番号と登録番号の表示 5.2 図②（注 1）（注 3）（注 4）（注 5）	規格番号と登録番号は、JTCCM MS 複合ロゴマークに表示する規格及びその数と整合するように表示しなければならない。
3)	ロゴの表示 5.2 図②（注 3）	ロゴの一部である「QS/EMCA」などの略号は、認証された規格の分を全て表示しなければならない。 5.1.4 項の表「ロゴ」の下段に記載されている略号から「CA」から前の文字だけを抽出して表示し、間を「/」で区切り、最後の 1 つは全て表示する。その際に規格番号の表示順と同じ順番に表示すること。 「QS/EMCA」などの表示の周囲にある囲み線は省略してもよい。
4)	認証された規格によって認証範囲が違う場合 5.2 図②（注 5）	認証された規格によって認証範囲が違う場合には、JTCCM MS 複合ロゴマーク付近に各規格の認証範囲を明確にするための補足説明を表示しなければならない。

5.3 JAB 認定シンボル

JTCCM MS から JAB 認定シンボルが表示された登録証を受け取った登録組織は、「４．認証の表明に関する原則」を順守し、本規程に示された条件を満たした上で JAB 認定シンボルを使用する事ができる。

JAB 認定シンボルは、図③に示すように JAB ロゴ相当部分、認証番号より構成される。

図③JAB 認定シンボルの見本

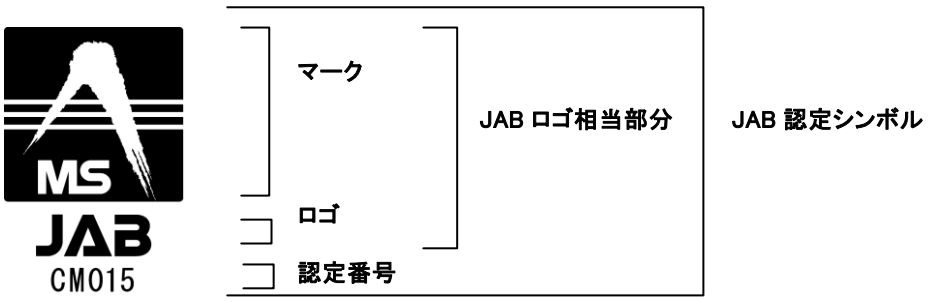

5.3.1 JAB 認定シンボルの使用全般

	注意事項	説明
1)	単独では使用できない	JAB 認定シンボルは単独では使用できない。 登録組織を JAB が審査し、認証したとの誤解を避けるため、必ず JTCCM MS ロゴマークの付近に配置し、組み合わせて使用しなければならない。

		登録組織が JAB 認定シンボルをウェブサイトに表示する場合は、JTCCM MS ロゴマークが表示されているページと同一のページで使用しなければならない。
2)	使用できる範囲	登録証に JAB 認定シンボルが表示されている組織のみが、JAB 認定シンボルを使用できる。 登録組織は原則として登録証及び付属書に記載された認証範囲においてのみ、JAB 認定シンボルを使用できる。 組織の一部だけが認証を受けている場合の会社案内に JAB 認定シンボルを使用する場合は、認証を受けている範囲と受けていない範囲が誤解されない方法で使用しなければならない。
3)	使用できない範囲（要員）	認証範囲外の要員の名刺には､JAB 認定シンボルを使用できない。
4)	使用できない範囲（規格）	ISO39001/OHSAS18001 認証の表明を単独で行う場合は、JAB 認定シンボルを使用できない。 （JTCCM MS における ISO39001/OHSAS18001 認証が JAB 認定範囲外のため。） JTCCM MS ロゴマークによって、ISO39001/OHSAS18001 認証と ISO9001/ISO14001/ISO50001 認証の表明をまとめて行う場合は、原則として JAB 認定シンボルは使用できない。 例外として使用する場合は、JTCCM MS が JAB に認定されている範囲（ISO9001/ISO14001/ISO50001）と認定されていない範囲（ISO39001/OHSAS18001）が誤解されない方法で使用しなければならない。 （例：「OHSAS18001 については、建材試験センター（JTCCM MS）は JAB の認定対象ではありません」という補足説明を JTCCM MS ロゴマーク付近の関連が判る位置に表示する。）

5.3.2 JAB 認定シンボルの表示

	注意事項	説明
1)	原形の保持 5.3 図③	JAB 認定シンボルを使用する際は､JTCCMMS が提供する清刷データの解像度を保ち、分解・組換え等をおこなってはならない。 縮小又は拡大後の JAB 認定シンボルの比は与えられた清刷の比を維持し、これを変更してはならない。 また､JTCCMMS が提供する清刷データの解像度を保たなければならない。
2)	認定番号	認定番号は“CM015”を必ず表示しなければならない。 この番号は JTCCM MS が JAB から付与された ISO9001 及び/ISO14001 及び ISO50001 マネジメントシステム認証機関としての認定番号である。
3)	縮小時の文字サイズ	JAB 認定シンボルを縮小する場合は、ロゴマークの付帯情報及び補足説明の文字が読める程度に留めなければならない。
4)	マークの複数表示	JAB 認定シンボルを他のマーク（例：他の認証機関のマーク）と共に使用する場合、それらのマークとは明らかに異なるように識別できるようにしなければならない。 複数のマークを同一箇所に表示する場合は、各々のマークが示す

		対象が混同されないように、マークの位置や大きさ等の関係を配慮しなければならない。

5.3.3 JAB 認定シンボルの指定色

	注意事項	説明
1)	マークの配色	マークは青色を用いることを原則とする。 サブカラーとして、黒色、灰色、金色、銀色の表示を認める。 内部の白抜きは図形の背景との対比が明瞭な無地とする。 青色の色あいについて： 印刷物上はマンセル 2.5PB3.5/10、大日本インキ／DIC579、PANTONE300C 又はその近似色、ウェブサイト上は印刷物用マンセル値その他の色指定コードを RGB 値へ変換した近似色）を用いることを原則とする。 CMYK 値（参考値）C:100、M:58、Y:0、K:0 RGB 値（参考値）R:0、G:101、B:174
2)	マーク以外の配色	マークの色に関らず、ロゴ、認定番号の文字は黒色を用いる事を原則とする。
3)	単色刷りの印刷物（特例）	JAB 認定シンボルを単色刷りの印刷物に使用する場合に限り、マーク、ロゴ、認定番号及び規格番号の全体を、当該印刷で使用されている色と同一の色で表示してもよい。 この場合、JAB 認定シンボル全体を地色との明瞭な対比を持たせて表示しなければならない。

6. JTCCM MS ロゴマーク及び JAB 認定シンボルの使用申請と管理

登録組織が JTCCM MS ロゴマーク及び JAB 認定シンボルを使用する場合は、『実施規程』9．項により JTCCM MS に申請しなければならない。

登録組織は JTCCM MS の承認後に JTCCM MS ロゴマーク及び JAB 認定シンボルを使用することができる。

なお、JTCCM MS の承認後に JTCCM MS ロゴマーク及び JAB 認定シンボルの用途に変更があった場合及び使用媒体のデザインに顕著な変更があった場合は、再申請しなければならない。

6.1 使用申請から使用開始までの手順

1)	使用例の検討と作成	JTCCM MS に申請する前に、実際に使用する際のデザインやレイアウトを検討し、JTCCM MS ロゴマーク及び JAB 認定シンボルの使用例を作成する。
2)	JTCCM MS に申請	様式 MS01-15「マネジメントシステム認証に基づくロゴマークの使用願」に使用例を添付し、JTCCM MS の事務局に提出する。 使用例はスケッチなどでも構わない。 JTCCM MS ロゴマークを使用する媒体に記載される事項の概要、JTCCM MS ロゴマークの位置、登録番号、使用する色、補足説明の内容などを記載する。

3)	JTCCM MS による承認	JTCCM MS の確認後に、様式 MS01-16「マネジメントシステム認証に基づくロゴマークの使用について（回答)」が返送される。 申請から承認までに必要な時間は通常 10 日間程度だが、途中で確認の遣り取りや資料の追加提出があれば、余分に時間がかかる。 回答書には承認、条件付き承認などの回答が記載されている。
4)	使用開始	承認の旨が記載された回答書が届き次第、JTCCM MS ロゴマークが使用可能となる。 回答に使用上の条件が付いている場合は、それを解消しなければ使用できない。

6.2 JTCCM MS ロゴマーク及び JAB 認定シンボルの管理

登録組織が JTCCM MS ロゴマーク及び JAB 認定シンボルを使用する場合は、その使用状況を適切に管理しなければならない。

（『JTCCM MS マネジメントシステム認証 実施規程 9.4』より）

6.2.1 使用状況及び清刷データの管理

	注意事項	説明
1)	使用する清刷データ	JTCCM MS ロゴマーク及び JAB 認定シンボルを使用する場合、JTCCM MS より提供された清刷データの複製を使用しなければならない。
2)	清刷の複製の保護及び漏洩防止	登録組織は、JTCCM MS が提供した清刷の複製の保護及び漏洩防止のため適切な管理をしなければならない。 登録組織が印刷物・ウェブサイト等を作成している下請負業者に清刷の複製を提供した場合は、下請負業者に清刷の複製の保護及び漏洩防止のため適切な管理を行うよう要求しなければならない。
3)	下請負業者の一覧	登録組織は、清刷の複製を提供した下請負業者の一覧を備え、JTCCM MS が要求した場合は提示しなければならない。
4)	使用状況の管理	“使用状況が適切に管理”されている状況の一例として、JTCCM MS ロゴマーク及び JAB 認定シンボルの使用例とその使用範囲及び使用開始日が管理されている状況が挙げられる。 一般的には台帳による管理手法があるが、名刺の印刷枚数、名刺の配布先を詳細に記録することを要求している訳ではない。 JTCCM MS ロゴマークの使用申請書の写しと回答書を保存しておくことは、適切な管理の一助となる。 これらの管理状況はサーベイランス及び再認証審査で確認する。

6.3. 登録証の使用

登録組織が登録証の写しを広告媒体などに表示して認証の表明を行う場合は、本規程が適用される。

その際は本規程 6.1 により JTCCM MS に申請し、承認されなければならない。

（JTCCM MS ロゴマーク及び JAB 認定シンボルが表示されているため）

6.3.1 登録証の使用

	注意事項	説明
1)	誤用の防止	登録証の写しを配布・表示する際には、誤用を防止しなくてはならない。 例：旧版の登録証による配布・表示を防止するために、配布先・表示場所と登録証の最新版管理を行う。
2)	登録証と付属書はセットで使用	登録証の写しを配布・掲示する場合及び登録証を表示して認証の表明を行う場合には、原則として登録証とその付属書を切り離して使用してはならない。 登録証だけを表示する場合は、付属書を表示する代わりに、付属書の記載内容を登録証付近に表示しなくてはならない。
3)	登録証の写しをWEB サイトやパンフレットに掲載する場合	登録証の写しを WEB サイトやパンフレットに掲載する場合には、6.1 の手順で JTCCM MS に申請しなくてはならない。
4)	登録証の写しを社内に掲示する場合	登録証の写しを社内に掲示する場合は、登録組織による自主管理とし、JTCCM MS に申請しなくてもよい。
5)	登録証の写しを顧客に提出する場合	登録証の写しを顧客に提出する場合は、登録組織による自主管理とし、JTCCM MS への申請しなくてもよい。

※上記 4) 5)で申請不要とした事項は、審査での現地訪問の際に確認する。

7. 認証の取下げ、取消し、保留、一時停止、認証範囲の縮小時とその後の処置

登録組織が認証の取下げ、取消し、保留、一時停止となった場合は、JTCCM MS ロゴマーク及び JAB 認定シンボルの使用を停止しなければならない。

登録組織が認証範囲を縮小した場合は、認証範囲外となった部分での JTCCM MS ロゴマーク及び JAB 認定シンボルの使用を停止しなければならない。

7.1 認証の取下げ、取消し、保留、一時停止、認証範囲の縮小時とその後

	注意事項	説明
1)	認証の取下げと取消し	認証を取下げた又は取消された組織は、その時点以降、JTCCM MS ロゴマーク及び JAB 認定シンボルを使用できない。 この場合、組織は JTCCM MS の指示に従い、JTCCM MS ロゴマーク及び JAB 認定シンボルを使用した媒体（WEB サイト、名刺、看板、文書など）は、JTCCM MS ロゴマーク及び JAB 認定シンボル部分を抹消し、かつ、抹消を完了した旨の証明書を JTCCM MS に提出しなければならない。 組織は前述の抹消が不可能な場合は、それらの使用を停止しなければならない。
2)	認証の一時停止又は再認証の保留	認証の一時停止又は再認証の保留となった組織は、一時停止期間中又は再認証の保留期間中、JTCCM MS ロゴマーク及び JAB 認定シンボルを使用できない。 この場合、組織は JTCCM MS の指示に従い、JTCCM MS ロゴマーク及び JAB 認定シンボルを使用した媒体（WEB サイト、名刺、看板、文書など）は、JTCCM MS ロゴマーク及び JAB 認定シンボル部分を抹消しなければならない。

		組織は前述の抹消が不可能な場合は、それらの使用を停止しなければならない。
3)	認証範囲の縮小	登録組織が認証範囲を縮小した場合は、登録証の受領後速やかに、新しい認証範囲での認証表明に変更しなければならない。 認証範囲外となった部分でのJTCCM MSロゴマーク及びJAB認定シンボルの使用は中止しなければならない。
4)	清刷データの消去及び廃棄	認証を取下げた又は取消された組織は、認証の取下げ又は取消し後速やかに、JTCCM MSが提供したJTCCM MSロゴマーク及びJAB認定シンボルの清刷データを、復帰し得ない形で完全に消去しなければならない。
5)	清刷データの消去及び廃棄（下請負業者への要求）	認証を取下げた又は取消された組織が、印刷物・ウェブサイト等を作成している下請負業者にJTCCM MSロゴマーク及びJAB認定シンボルの清刷データの複製を提供している場合は、認証の取下げ又は取消し後速やかに、その下請負業者に清刷データの複製を復帰し得ない形で完全に消去するよう要求しなければならない。

7.2　前項で定めた事項の実施義務は、認証の取下げ及び取消し後も存続する。

8. 違反に対する処置

JTCCM MSは、登録組織が本規程に違反した場合、違反の修正及び是正処置の要請、ロゴマークの使用禁止、認証の一時停止又は取消し、法的処置等、適切な処置を講じる。

附　則　この細則は、2003年10月1日から適用。
ISO審査本部の組織改正に伴う新規制定

附　則　この改正は、2004年11月1日から適用。
財団法人建材試験センター ISO審査本部を「JTCCM MS」に変更した。

附　則　この改正は、2005年11月20日から適用。
JAB N410改定に伴う変更。

附　則　この改正は、2006年7月1日から適用。
ISMS審査登録業務開始等に伴う改訂、「使用上の制限」に一部追記。

附　則　この改正は、2006年10月1日より適用。
JAB N410改定に伴う変更。ロゴ表示例の問題点を見直した。

附　則　この改正は、2007年4月10日から適用。
ISO/JIS Q17021の制定に伴う改訂。

附　則　この改正は、2008年4月1日から適用。
JAB N410改定に伴う変更。新しいJAB認定シンボルに変更等。

附　則　この改正は、2009年4月1日から適用。
版番号表示方法の見直しに伴う変更及び用語の変更。

附　則　この改正は、2012年4月1日から適用。
ISO/JIS Q 50001適用及び名称変更（一般財団法人への移行）に伴う見直し。

附　則　この改正は、2013 年 2 月 1 日から適用。
版番号表示の見直しに伴う変更及び用語の変更。

附　則　この改正は、2015 年 4 月 1 日から適用。
ISO/JIS Q 39001 の適用、ISO14001 ロゴマークの変更、全体的な表現の見直し。

付属書　JTCCM MS ロゴマークの見本と表示例

1. JTCCM MS ロゴマークの見本

■注意事項

- この付属書に記載されている表示のルールは概要です。詳細は「ロゴマーク使用規程５．項」をご確認ください。
- 実際の使用時には、JTCCM MS ロゴマーク清刷の電子データを使用してください。本規程（紙面）から取った写しを使用することはできません。
- 登録組織は、JTCCM MS の文書配信システムから、JTCCM MS ロゴマークと JAB 認定シンボルの清刷データをダウンロードすることができます。

■表示のルール（概要）

- JTCCM MS ロゴマークは青色又は黒色を用いることを原則とする。サブカラーとして、灰色、金色、銀色の表示を認める。
- 文字は黒色を用いる事を原則とする。
- 登録番号(この附属書に表示されている図の＃＃＃＃の部分)は登録証に記載されている番号を表示する。
- JTCCM MS ロゴマークの青色の色合い：
  印刷物上は大日本インキ／DIC222 又はその近似色
  ウェブサイト上は印刷物用の色指定コードを RGB 値へ変換した近似色
  CMYK 値（参考値）C:100、M:85、Y:0、K:0
  RGB 値（参考値）R:40、G:73、B:174
- JTCCM MS ロゴマークを青色で表示する場合は、JAB 認定シンボルと同じ青色(大日本インキ／DIC579 又はその近似色）で表示してもよい。
  JTCCM MS ロゴマークを JAB 認定シンボルの青色に合わせることはできるが、その逆（JAB 認定シンボルを JTCCM MS ロゴマークの青色に合わせる）はできない。
  JAB 認定シンボルの青色の色合い：
  CMYK 値（参考値）C:100、M:58、Y:0、K:0
  RGB 値（参考値）R:0、G:101、B:174

■ISO9001 JTCCM MS ロゴマーク

■ISO14001 JTCCM MS ロゴマーク（新）	■ISO14001 JTCCM MS ロゴマーク（旧）
● ISO14001 JTCCM MS ロゴマークは、新旧の 2 種類があります。 ● 新規の使用申請の際は、ISO14001 ロゴマーク（新）をご使用ください。 ● ISO14001 JTCCM MS ロゴマーク（旧）を使用中の組織は、そのまま使用できます。今後の更新作成及び再申請の際には ISO14001 JTCCM MS ロゴマーク（新）の使用を推奨します。	

■OHSAS18001 JTCCM MS ロゴマーク	■ISO50001 JTCCM MS ロゴマーク

■ISO39001 JTCCM MS ロゴマーク

■2 規格の複合ロゴマーク （ISO9001/ISO14001 複合 JTCCM MS ロゴマーク）	■3 規格の複合ロゴマーク （ISO9001/ISO14001/OHSA18001 複合 JTCCM MS ロゴマーク）
● ロゴ（QS/EMCA など）の周囲にある実線は省略してもよい。 ● ここに例示されていない規格の組み合わせでも、複合ロゴマークを使用することができます。 ● 詳しくは JTCCMMS 事務局にご相談ください。	
ISO 9001 ISO 14001 JTCCM QS/EMCA RQ ####,RE ####	ISO 9001 ISO 14001 OHSAS 18001 JTCCM QS/EM/OHSCA RQ ####,RE ####,RS ####

2. JTCCM MS ロゴマークの表示例

■カタログ・パンフレット（会社案内）/看板・ホームページ・新聞など（広告媒体）	
【認証対象の組織/製品/活動/サービスのみを記載する場合】	【認証対象外の組織/製品/活動/サービスの記載を含む場合】
ISO 9001 JTCCM QSCA RQ ####	ISO 9001 JTCCM QSCA RQ #### 〇〇工場 〇〇の製造
● 登録番号だけを表示してください。	● 登録番号に加え、認証範囲を識別できるような補足説明を表示してください。
● 認証範囲外の本社・親会社・関連会社等が発行する場合は、登録組織がロゴマークの表示を適切に管理する必要があります。	

■製品輸送用の大箱など
 この製品は、ISO9001 の認証を取得した工場で製造されています。
● 登録番号に加え、上記のような補足説明を表示してください。
● 通常、最終ユーザーの手に渡らないと考えられる輸送用外装、梱包箱にのみ使用できます。 製品そのもの、個別包装、製品が充填された容器には使用できません。（製品認証との誤解を招くため。）

■各種印刷物	
【レターヘッド・注文書・契約書など】	【保証書・取扱説明書・製品検査合格証明など】
	 このマークは製品又はサービスそのものを保証するものではありません。
● 登録番号だけを表示してください。	● 登録番号に加え、上記のような補足説明を表示してください。
● 認証範囲外の組織/製品/活動/サービスの記載を含む場合は、認証範囲を識別できるような補足説明を表示してください。	● 試験所が行う試験・校正又は検査機関が行う検査の報告書又は証明書には使用できません。 （試験所認証との誤解を招くため。）

■名刺	
【登録組織に所属し、認証範囲内で使用する場合】	【登録組織外、認証範囲外で使用する場合】
● 登録番号だけを表示してください。	● 登録番号に加え、認証範囲を識別できるような補足説明を表示してください。
● 名刺の表面又は裏面に認証範囲外の組織/製品/活動/サービスの記載を含む場合は、認証範囲を識別できるような補足説明を表示してください。	

■補足説明を引用先に記載する場合	
● 登録番号に加え、上記のような補足説明を表示してください。	
● 補足説明を JTCCM MS ロゴマークとの関連が判る位置に書ききれない場合は、補足説明を別の場所に表示し、JTCCM MS ロゴマークとの関連が判る位置に、引用先を表示してもよい。 ● （例：名刺の場合、「認証範囲は裏面を参照」と JTCCM MS ロゴマークの下に表示し、補足説明は裏面に書いておく。）	● 登録組織が希望する場合は、JTCCM の WEB サイト上にある登録事業者リストを正確な認証範囲の引用先として利用することを目的に、JTCCM の WEB サイトアドレスへの案内として、“(認証範囲)http：//www.jtccm.or.jp/” を記載してもよい。